

モーリシャス: 中国企業のアフリカ投資へのゲートウェイ

October 2019



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2019 年 10 月時点で、世界 89 ヶ国に業務を展開し、40,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

イントロダクション

モーリシャスは、中国とアフリカの間の戦略的な地理と安定した規制環境により、中国の「一路一带」政策の下、アフリカへの投資ゲートウェイとしての地位を強化しています。

税制

モーリシャスの税制はシンプルなものとなっています。すべての居住者はその全世界所得に対して発生主義ベースで課税がされます。非居住者についてはモーリシャスを源泉とする所得に対して課税がなされます。

モーリシャスの居住者

直近改正された所得税法の下においては、会社の居住地は、その中央管理と統括の場所によって決定されます。¹中央管理、統括内容において、全ての関連する事項や状況は必ず検証されることになります。こうした事項や状況は、意思決定プロセスにおける情報通信技術の使用を含む、会社の事業活動に関連するものとしています。モーリシャス歳入庁によると、一般的に、以下の場合において企業はモーリシャスで有効な管理拠点を保有しているとみなされます：

a. 同社の主要な収入を創出する活動に関する戦略的な決定がモーリシャスで行われる場合

b. 次の条件のいずれかが満たされる場合：

1. 取締役会の大半がモーリシャスにて開催される；もしくは

2. 会社の経営管理がモーリシャスにて通常実施されている²

法人所得に対する課税と、グローバルビジネス企業（GBCs）と呼ばれるグローバルビジネスライセンスを保有する企業のメカニズム

モーリシャスで設立された企業で、税務目的でモーリシャスに居住している企業は、通常、15%の定率で所得税が課税されます。企業が外国からの配当や利子を含む外国所得を得る場合、以下のメカニズムが適用されます。

1. モーリシャスの税法では、企業は、外国源泉所得に対する基礎所得税と源泉徴収税の両方に関して支払われた外国税を同一所得におけるモーリシャスの税金に対して相殺することができます。支払われた外国税がモーリシャスにおける税金負債よりも大きい場合、モーリシャスの税はゼロへと減少されることになります。
2. グローバルビジネスライセンスを保有しているモーリシャス居住企業（以下、「グローバルビジネス企業」または「GBCs」）の場合、特定の事前定義済みの要件を満たしている場合、特定の種類の所得には80%の部分所得免除が適用されます。特定の種類の所得には、次のものが含まれます。

¹改正以前は、企業がモーリシャスにて設立の場合、または中央管理および統括が行われている場合、モーリシャスの居住者とみなされました。2018年11月に所得税法の第73A条が改正され、モーリシャスに設立された企業が中央管理統制テストを満たしていない場合、非居住者として扱われることになります。

²2018年11月28日にモーリシャス当局によって発行された実施基準（SP 17/18）

- 外国源泉配当、但し源泉国で控除を許可されていない配当の場合のみ
- 利子
- 外国の恒久的施設に帰属する利益
- モーリシャス金融サービス委員会（「FSC」）によって認可または承認された集団投資スキーム（「CIS」）、クローズドエンドファンド、CIS マネージャー、CIS 管理者、投資顧問、または資産マネージャーによって得られる収入
- 船舶および航空機リースからの収入³

これは以下のような例になります。

モーリシャス居住企業が、例えば南アフリカに子会社を保有している場合、その南アフリカの子会社から配当を受取る場合において、モーリシャス企業はモーリシャスにおいて 15%の課税対象となる収入としてその配当を含めることになりますが、南アフリカにおいて支払われる税金について、モーリシャスでの課税額を上限として外国税額控除を申請できます。また、そのモーリシャス居住企業がグローバルビジネスライセンスを保有している場合には、モーリシャスにおける所得税の対象となるのは受取配当金の 20%のみとなります。（実質的に適用されるモーリシャスの所得税は 3%となります。）その結果、南アフリカにて支払われる税金によって、モーリシャス居住企業はどの選択肢を取るか選択でき、結果的に、最終的なモーリシャスにおける納税額はゼロから 3%となります。

キャピタルゲイン

モーリシャスではキャピタルゲインは存在しません。取引が本質的もしくは商業的であっても、課税当局はその取引を通常の売買取引とみなし、もたらされる利得を収入と見做します。

非居住者への支払いに対する源泉徴収税

居住者か否かに関わらず、企業は居住企業から受け取る配当に対する課税が免除されます。

³従前のカテゴリ 1 グローバルビジネスライセンス制度（「旧制度」）では、使用されるメカニズムは、現在の制度での 80%の部分的な免税ではなく、モーリシャスの納税額の 80%に相当する外国税額控除とみなされます。従前の制度では、カテゴリ 1 グローバルビジネスライセンス（GBL1）を保有し、FSC によって規制されている事業体は、モーリシャスにおける未払税金に対して、モーリシャスに由来しない所得の外国税控除を申請できます。支払われる外国税がない場合、または納税者が支払われる外国税を立証できない場合、支払われた外国税の金額は、その収入に関して課せられるモーリシャスの税金の 80%に等しくみなされます。したがって、状況に応じて、実効税率は 0～3%になります。

モーリシャスは、OECD の税源浸食と利益移転-アクションプラン 5 で有害と見なされる可能性のある側面を排除するために、税制の改革に取り組んでいます。2018 年金融法（雑則）（「金融法」）の下で、80 パーセントとみなされた外国税支払メカニズムは廃止されました。T 金融法は、国内および世界の企業の財政体制を調和させ、OECD にて求められる、リングフェンスを廃止し、管轄区域における重要性を拡大しています。2019 年 1 月 1 日、GBL1 は廃止され、グローバルビジネスライセンス（「GBL」）に改名されています。GBL1 は数年にわたって段階的に廃止され、段階的廃止期間後は GBL であると見なされます。GBL1 保有者に対する課税メカニズムは、GBL 保有者へのメカニズムと同一になります。

また、モーリシャスで事業を行っていない非居住者に対してグローバルビジネス企業が行った支払いに対する源泉徴収税も存在しません。モーリシャスからサービス料または利息を受け取る非居住会社は、自己査定システムを通じて 15%の法人税率で納税する義務があります。利息は免税されるか、特定の租税条約の下で減額された利率にて課税されます。非居住者に支払われるロイヤルティには、15%の源泉徴収税が課されます。

グローバルビジネスライセンスの申請者とは？

以下の基準を満たす居住企業はグローバルビジネスライセンスの申請することになります。

- 居住者企業において過半数の株式または議決権、もしくは法的/受益権をモーリシャス市民以外が保有しているもしくは支配している
- モーリシャス外でビジネスを展開しているもしくは主にビジネスを展開している企業

グローバルビジネスライセンスの所有者の実質要件とは？

金融サービス委員会(“FSC”)により発行された回状では新たに強化された実質要件に関する説明が提供されています。⁴ グローバルビジネスライセンスの保有企業は常に以下である必要があります。

- 以下により、モーリシャスからもしくはモーリシャスにおいて、主要な営利活動を行う
- 主要な活動を行うために適格な資格を保有する従業員を直接もしくは間接的に雇用する
- 企業活動に相応した最低水準の費用支出を維持する
- モーリシャスから管理・運営されている
- 管理者もしくは管理企業により運営されている

グローバルビジネスライセンスの保有企業がモーリシャスから管理および管理されているかどうかを判断する際、FSCは企業に関して以下のことを考慮することになります。

- 独立した意見、判断を行使するのに十分な能力を持つ、少なくとも2人の居住者である取締役が存在する
- 常にモーリシャスに主たる銀行口座を保有する
- 常にモーリシャスの登録住所に会計記録を備える
- 法定財務諸表を用意し、モーリシャスにてその監査を受ける

⁴出典：モーリシャス歳入庁。T4。FSCは、実質要件に関して、2018年10月12日に回状CL1-121018を発行。

- モーリシャスの少なくとも 2 人の取締役を含む取締役会を規定している⁵

アフリカへの投資手段としてのモーリシャス GBC

現在、モーリシャスは 44 の租税条約を締結しており、条約の締結交渉にも参加しています。これら 44 の租税条約の内、14 が以下のアフリカ諸国となっています：ボツワナ、レソト、マダガスカル、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、セネガル、セイシェル、南アフリカ、スワジランド、チュニジア、ウガンダ、ジンバブエ、ザンビア。他の 3 つの条約（マラウイ、ナイジェリア、ケニア）は批准を待っています。現在、エジプト、ブルキナファソ、アルジェリア、ガーナと追加の条約が交渉されています。⁶これらの区域のうち、オランダ、ルクセンブルク、英国、シンガポールなどの、持株会社に有利な区域と租税条約を締結しているのはごくわずかです。

アフリカで課せられるキャピタルゲイン税は、一般に 30～35% の範囲の税率で課税されます。一方、アフリカ諸国とモーリシャスが締結しているほとんどの租税条約では、キャピタルゲインの課税権が資産の売手の居住国（つまり、モーリシャス）に制限されています。モーリシャスはキャピタルゲインに課税を行わないことから、アフリカへの投資スキームの中でモーリシャスに所在する企業を使用することによって、大幅な潜在的な税の節約が可能となります。大部分のアフリカ諸国は、非居住者に支払われる配当金に源泉徴収税を課しており、その課税率は一般に 10%～20% の範囲です。モーリシャスのすべての租税条約は、配当に対する源泉徴収税を制限しています。租税の税率は一般に 0%、5%、または 10% であるため、問題のアフリカ諸国に応じて、5%～20% の節税が見込めます。モーリシャスの GBC 企業がこのような配当を受取る場合、モーリシャスの実効税率は上述のように 0～3% となります。モーリシャスからの配当に源泉徴収税がないという事実と相まって、グローバルビジネスライセンスを保有するモーリシャス持株会社（すなわち GBC）は、多くのアフリカ諸国へ投資する中国企業にとって非常に有利な持株会社になります。

モーリシャスの租税条約の特徴は添付 1 をご覧ください。（条約に給付条項の制限があるでしょうか）

アフリカ子会社の資金調達

中国の投資家は、グローバルビジネスライセンスを保有するモーリシャスの持株会社を使用してアフリカ地域に投資することに加えて、バック・ツー・バック・ローン契約を通じてアフリカの最終子会社に資金を供給することもできます。

これは以下のようになります。

- 中国企業はモーリシャスの銀行に入金をします。もしくは、中国企業によってモーリシャスの銀行に預金するモーリシャスの企業を設立します。
- そのモーリシャスの銀行によりそのアフリカの子会社へ貸付けを行います。

⁵実質要件の詳細な説明については、FSC が発行した回状 CL1-121018 を参照してください。

⁶出典：モーリシャス歳入庁

アフリカ諸国と締結しているモーリシャスの租税条約の大部分において、締約国自体（すなわちモーリシャス政府当局）とその中央銀行/善意の業務を行うすべての銀行からの、アフリカ諸国では課税される、受取利息の源泉徴収税が免税される条項があります。中国の投資家もしくはモーリシャス子会社による預金の利子の支払いにおいては源泉徴収が発生しないことになります。それゆえ、モーリシャスの銀行によって得られるスプレッドを差し引いた後の利子は、源泉徴収の対象外となる中国の投資家によって受け取られることになります。バック・ツー・バック・ローン契約の構築においては、モーリシャスの銀行によって厳格な顧客確認作業が取られる点に注意が必要です。

中国の銀行はモーリシャスと中国の取引の促進のためにすでにモーリシャスに進出しており、人民元を使用して銀行口座の開設が可能となっています。また、モーリシャスにおける通貨の自由移動についても注目すべき点です。

総論

アフリカ大陸はかなりの回復力を示しており、その市場参入度の低さ及びレバレッジの少ないビジネス機会により、特に中国の一路一帯政策にて、中国に大きな機会をもたらしています。現在、モーリシャスは一路一帯政策に正式に参加をしていないものの、オフショア金融センターの伝統的な利点と、二重課税防止協定や条約の相当なネットワークを組み合わせ、アフリカ投資の際の優先的な投資先となっています。モーリシャスは以下のような優位性を提供しています。

- 南部アフリカ開発共同体及び東南部アフリカ市場共同体のメンバーであり、商業的な点における更なる優位性
- 24時間体制の国際的取引を可能にするタイムゾーン
- すべてのビジネス分野におけるバイリンガル（英語・フランス語）プロフェッショナル人材
- 資格及び複数のスキルを保有する労働力
- 信頼される国際金融センター
- 政治的な安定
- 中国国民はモーリシャス入国にビザは必要なく、モーリシャスで労働するためのビザの取得が可能
- 整備され透明性のある管轄権
- 銀行サービス：国際的なサービスプロバイダーからの幅広いサービス
- OECD ホワイト国である国際的商業拠点

- モーリシャスにおける 45 年に渡る中国大使館の存在
- 1996/97 年の中国と二国間貿易投資条約の締結

OECD の税源浸食と利益移転行動計画に適合するよう税務制度を改革する取り組みによる、OECD ホワイトリスト掲載という立場が、投資拠点としてより好まれるようになっていきます。

以上

CONTACT

Mazars

Japan Desk

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn